

1 1 . 2 1

押印及び署名

1. 押印

(1) 記名・押印の原則

特許法施行規則第1条第3項^{*1}等において、手続書面には記名をし、提出者の印を押すこととしている。

(2) 押印の意義

特許法施行規則等に規定する押印の意義は、押印がもつ機能から二つに大別される。

第一に宣誓的機能（書面に印を押すことにより、書面をもって意思表示をした者が、その意思表示の内容に相違がないこと及びその意思表示について自らが責任を負う旨を確認すること）であり、宣誓的機能を有するためには、個人又は法人の代表者印として登録された印を押すことまでは要しないが、少なくとも、本人のものと認められ、かつ、客観的に他人のものと判断されないものであることが必要である。

第二に照合的機能（書面に印影を付すことにより、自己の意思表示に用いる印を相手方に届け出て、その後の書面による行為における行為者の同一認定の主要素となること）であり、照合的機能を有するためには、印形や印影の同一状態が長期にわたって保たれることが必要である。

(3) 印鑑の届出

提出者が使用する印鑑について予め特許庁に届け出るための様式はないが、特許庁は提出者が特許庁に対して最初にした手続書面（願書あるいは識別番号付与請求書等）に押した印鑑を、当該提出者がその後の手続（他の事件に係る手続も含む）において使用する印鑑として届け出たものとして扱い提出者の同一認定等を行う（特例施規3条、様式第1備考7）。そのため、提出者はその後の手続において同一の印鑑を使用しなければならない。

なお、登録申請における一の申請又は同時にしなければならない二以上の申請に使用する印鑑は、その申請内において同一の印鑑を使用しなければならない。また、当事者系審判、特許（登録）異議申立て及び特許権の存続期間の延長登録出願等に係る手続に使用する印鑑は、当該事件に係る手続内において同一の印鑑を使用しなければならない。

使用する印鑑について変更があった場合には、特許庁に対して印鑑変更の届け出をしなければならない（特施規9条1項、特例施規4条1項）。

2. 署名

(1) 外国人の署名

外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律（明治32年法律第50号）第

1条第1項に法令の規定により署名、捺印すべき場合において、外国人は署名することをもって足りる旨、同条第2項に捺印のみをなすべき場合において、外国人は署名をもって捺印に代えることができる旨規定されていることから、外国人については、押印に代えて、署名をすれば足りる。

よって、外国人が押印した場合には上記1.(3)の取扱いとするが、押印すべき書面に外国人が署名した場合には、当該署名を届出印が押されたものとして取り扱うものとする。

(2) 契約を証明する書面における日本人の署名

日本人と法を異にする地に在る者の間で締結した契約の方式については、法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号）第10条第4項において、申込みの通知を發した地の法又は承諾の通知を發した地の法のいずれかの地の法に適合する契約の方式は有効である旨規定されていることから、契約を証明する書面を日本人又は日本法人の代表者が押印によらず署名のみで作成した場合であっても、その署名は有効である。

(新規平成29・4)

*1 特施規1条3項：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用